

Scope

震災による意見不表明でも上場廃止にせず

12月決算法人など、 有報等の提出期限が延長

東北地方太平洋沖地震による災害で本来の提出期限までに有価証券報告書等を提出できないケースが考えられるが、金融庁は3月18日、12月決算法人から2月決算法人の有価証券報告書などについて、平成23年6月30日までに提出すればよいとの取扱いを決めた。今般の地震が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」2条1項の特定非常災害に指定されたためである。また、これに伴い、東京証券取引所などでも、有価証券報告書等の提出が遅れた場合であっても、すぐに上場廃止とはしない取扱いを定めている。

提出期間に合わなくても金商法等の責任は問われず

たとえば、12月決算法人の有価証券報告書については、本来であれば平成23年3月31日までに提出する必要がある。しかし、企業にあっては、東北地方太平洋沖地震による災害により、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書について本来の提出期限までに提出できないなどのケースが考えられる。

このため、金融庁では、東北地方太平洋沖地震

により本来の提出期限までに提出されなかったとしても、平成23年6月30日までに提出すればよいとする取扱いを決めた（図参照）。

今般の震災について3月13日に公布された「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令第19号）により、期限内に履行されなかった義務に係る免

東北地方太平洋沖地震は「特定非常災害」に指定

東北地方太平洋沖地震については、3月13日公布・施行の「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令第19号）により、特定非常災害として指定されるとともに、平成23年3月11日が特定非常災害発生日として定められた。

これに加え、特定非常災害に対する措置として、①行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（運転免許証等の有効期限を平成23年8月31日まで延長）、②期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置、③債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置が講じられている。具体的に、②は、今回の有価証券報告書等の提出期限の延長を可能にするもので、平成23年6月30日まで延長している。また、③では、特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成25年3月10日まで）、破産手続開始の決定をすることができないことを定めている。

【図】 東北地方太平洋沖地震による金融商品取引法の開示書類の取扱い

平23.3.11

平23.6.30

この間に到来する有価証券報告書等の提出期限については、平成23年6月30日までに提出すればOK(上場廃止にもならず)

責措置が講じられ、期限が平成23年6月30日とされたことを踏まえてのものである。

これにより、平成23年6月30日までに有価証券報告書等を提出すれば、金融商品取引法上などの責任は問われないことになる。

なお、この取扱いは、東北地方太平洋沖地震による災害以外での適用はないので留意したい。

被災資産の帳簿価額は算定段階で訂正

また、今回の震災により、臨時報告書の作成が

できない場合には、その事情が解消した後、速やかに提出すればよいこととしている。

一方、臨時報告書の作成は可能であるが、被災資産の帳簿価額が算定できないなどのケースについては、とりあえず重要な災害が発生した旨の臨時報告書の提出を求めている。

この場合、概算額または見込額を算定した段階で、その額等を記載した訂正報告書を提出すればよいこととした。

各証券取引所、震災による決算発表の弾力的な取扱いを公表

東京証券取引所など、全国の各証券取引所でも、このたびの震災を踏まえた決算発表の弾力的な取扱いを公表している。

業績予想の開示も求めず

通期の決算発表については、決算期末後45日以内の開示が要請されているが、震災により、速やかに決算内容の把握や開示が困難な場合には、45日以内などの時期に関係なく、決算内容が確定次第、開示すればよいとの取扱いを明らかにしている。四半期決算発表についても同様だ。また、現行、決算発表が期末後50日以内を超える場合には、その理由等の開示を行うこととされているが、この開示も必要ない。

決算短信および四半期決算短信における業績予想についても、震災による業績の見通しが困難な場合には、業績予想を開示する必要はない。

具体的には、業績予想の記載欄を削除し、表題の下に、当該状況になった旨および業績予想の開示が可能となった時点で開示する予定である旨を記載することになる。

上場廃止基準についても、弾力的な取扱いを行

う。有価証券報告書等について、本来の提出期限までに提出できない場合であっても、平成23年6月30日までに提出すればよいことになったことを踏まえ、提出遅延となっても上場廃止基準に該当するか否かの確認は行わない。

また、震災により、上場会社の財務諸表または四半期財務諸表等に添付される監査報告書または四半期レビュー報告書において意見不表明等が記載されても、監理銘柄指定および上場廃止対象とはしないとしている。その旨の開示も不要となる。

今のところ3月決算法人は対象外

なお、今回の金融庁や各証券取引所の取扱いについて、現時点では、3月決算法人の有価証券報告書については対象外となっている。「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」で定められた免責措置の期限が平成23年6月30日とされたためである。

3月決算法人の有価証券報告書の提出期限の延長については、今後、同政令により、新たに免責措置の期限が延長されることが必要になる。